

北海道告示第10709号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年5月19日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その3)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>ビジネス海外渡航支援補助金 道内中小企業者の海外事業の維持・継続の一助とすることを目的として、道内中小企業者がビジネス海外渡航時に提出する新型コロナウイルス感染症の検査証明書の取得に要した経費の一部を道の予算の範囲内で補助する。</p>	<p>道がビジネス海外渡航支援補助金交付要綱で定める道内中小企業者</p>	<p>事業の実施に要する次に掲げる経費 出入国時に本国及び相手国の求めに応じて提出が必要となる新型コロナウイルス感染症が陰性であることを記載した証明書の取得に要する検査料及び発行料（翻訳料を含む）。</p>	<p>2分の1以内 （1補助対象者当たり上限額10万円）</p>	<p>経済第56号様式別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 令和4年2月28日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		<p>実績報告は要しない。</p>